



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年11月2日火曜日 第255号

◇ 目 次 ◇ 告 示

地籍調査の成果の認証.....（農政課）...1288
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（2件）.....（水産課）...1288
 土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）...1288

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（選挙管理委員会）...1288

告 示

○愛媛県告示第1259号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年11月2日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
松山市	藤野地区	平成29年度から 令和2年度まで	松山市（藤野地区）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和3年11月2日

○愛媛県告示第1260号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（令和3年3月愛媛県告示第249号）による保険に付すべき義務は、令和3年10月29日をもって消滅したため、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年11月2日

愛媛県知事 中村時広

（中予地方局管内）

睦月加入区

野忽那加入区

○愛媛県告示第1261号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（令和元年9月愛媛県告示第509号）による保険に付すべき義務は、令和3年10月29日をもって消滅したため、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年11月2日

愛媛県知事 中村時広

（中予地方局管内）

中島加入区

○愛媛県告示第1262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市円海寺土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年11月2日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月2日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1～3 省略	1～3 省略
4 老人ホーム	4 老人ホーム

名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略			
有料老人ホーム 馬木	省略		
特別養護老人ホ ームサンシティ 北条	特別養護老 人ホーム	松山市下難波甲 1377番地2	令和3年10月 25日
介護付き有料老 人ホームサンシ ティ北条	有料老人ホ ーム	松山市下難波甲 1377番地2	令和3年10月 25日
省略			

5・6 省略

名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略			
有料老人ホーム 馬木	省略		
省略			

5・6 省略